

報告第 3 3 号

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定に
より報告する。

記

番 号	相 手	概 要	賠 償 金 額
			専 決 処 分 日
1	杉並区阿佐谷北 三丁目在住 個人	事故日：令和 7 年 7 月 7 日 場 所：杉並区阿佐谷北三丁目 ・ごみ集積所に置いてあった被害者 所有のペットボトル排出用のワイヤ ーバスケットを、誤って不燃ごみと して収集・処分した。 (環境部)	8, 9 1 0 円
			令和 7 年 7 月 2 2 日
2	杉並区高円寺南 四丁目所在 法人	事故日：令和 7 年 2 月 2 7 日 場 所：杉並区高井戸西二丁目 ・清掃車両が走行中、駐車場から道 路に飛び出してきた相手方車両と接 触し、損傷を与えた。 (環境部)	2 6, 4 6 4 円
			令和 7 年 7 月 2 3 日

3	杉並区高井戸西 二丁目在住 個人	事故日：令和7年4月19日 場 所：昭栄公園 ・公園内で被害者が転倒した際、植栽帯に設置してあった樹名板跡の角が左足のすね付近に刺さり、負傷した。 (都市整備部)	132,342円
			令和7年7月23日
4	練馬区関町南 三丁目在住 個人	事故日：令和7年5月21日 場 所：杉並区梅里一丁目 ・ごみ集積所付近に置いてあった被害者所有のバックパックを、誤って可燃ごみとして収集・処分した。 (環境部)	82,518円
			令和7年7月23日
5	杉並区久我山 二丁目在住 個人	事故日：令和7年2月19日 場 所：高井戸第二小学校 ・下校指導中、教育職員が被害児童の手をつかんで注意した際、手に打撲及び擦過傷を負わせた。 (教育委員会事務局)	31,100円
			令和7年8月20日
6	杉並区宮前 二丁目在住 個人	事故日：令和7年7月26日 場 所：杉並区宮前二丁目 ・公園の樹木の根が、隣接敷地の排水管に侵入し排水管を塞ぎ、ますから汚水をあふれさせた。 (都市整備部)	70,000円
			令和7年8月22日
7	さいたま市桜区 町谷二丁目所在 法人	事故日：令和7年7月3日 場 所：杉並区宮前二丁目 ・清掃車両が走行中、急きょ車線変更してきた相手方車両と接触し、損傷を与えた。 (環境部)	96,891円
			令和7年8月25日
8	千葉県市川市 宮久保四丁目所在 法人	事故日：令和7年6月26日 場 所：杉並区南荻窪二丁目 ・ごみ収集作業中、集積所に近づくため清掃車両を寄せた際、停車中の相手方車両と接触し、損傷を与えた。 (環境部)	260,472円
			令和7年9月10日

9	神奈川県座間市 立野台在住 個人	事故日：令和7年5月21日 場 所：杉並区梅里一丁目 （番号4と同案件） ・ごみ集積所付近に置いてあった被害者所有のバックパックを、誤って可燃ごみとして収集・処分した。 （環境部）	22,752円
			令和7年9月26日